

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号改正平成13年法律第151号、以下「PFI法」という。)第5条第3号の規定により、岐阜大学総合研究棟施設整備事業(以下「本事業」という。)に関する実施方針について公表する。

平成14年10月30日

岐阜大学長 黒木 登志夫

岐阜大学は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI法に基づく事業(以下「PFI事業」という。)として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間選定事業者(以下「選定事業者」という。)の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年3月13日総理府告示第11号、以下「基本方針」という。)\「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」(平成13年1月22日)等に則り、本事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)として定め、ここに公表するものである。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業

実 施 方 針

平成14年10月30日

岐 阜 大 学

目次

1．特定事業の選定に関する事項	
（1）事業内容に関する事項	1
（2）特定事業の選定方法等に関する事項	4
2．民間事業者の募集及び落札者の選定に関する事項	
（1）落札者の選定に係る基本的な考え方	6
（2）選定の手順及びスケジュール	6
（3）入札の公告	6
（4）入札説明書に対する質問・回答	7
（5）応募者の備えるべき参加資格	7
（6）審査及び選定に関する事項	8
（7）契約に関する基本的な考え方	9
（8）入札提出書類の取扱い	9
3．選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	
（1）リスク分担の考え方	10
（2）選定事業者の責任の履行に関する事項	10
（3）事業の実施状況のモニタリング	10
4．公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
（1）立地に関する事項	12
（2）施設の規模に関する事項	12
（3）土地に関する事項	13
5．事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	
（1）係争事由に係る基本的な考え方	13
（2）管轄裁判所の指定	13
6．事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
（1）本事業の継続に関する基本的な考え方	13
（2）本事業の継続が困難になった場合の措置	13
（3）金融機関等と大学との協議	13
7．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
（1）法制上及び税制上の措置に関する事項	14
（2）財政上及び金融上の支援に関する事項	14
（3）その他の支援に関する事項	14
8．その他特定事業の実施に関し必要な事項	
（1）情報公開及び情報提供	14
（2）入札に伴う費用負担	14
（3）問合せ先	14

添付書類等

- 様式 1 実施方針説明会及び現地説明会参加申込書
- 様式 2 実施方針等に関する質問書
- 様式 3 実施方針等に関する意見書
- 資料 1 リスク分担表
- 資料 2 P F I 事業計画位置図
- 資料 3 地盤調査報告書

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

岐阜大学総合研究棟施設整備事業

2) 事業に供される公共施設等の種類等

公共施設等の種類

教育研究施設

3) 公共施設等の管理者等の名称

文部科学大臣 遠山 敦子

(文部科学大臣から本事業について事務の委任を受けた者 岐阜大学長 黒木登志夫)

4) 事業目的

科学技術創造立国を目指し、創造的技術開発による産業基盤育成を図るためには、科学技術発展の基礎となる学術研究の一層の振興を図ることは極めて重要である。

また、国立大学では、大学院の研究・実験施設やプロジェクト型共同実験スペースの不足など、施設の狭隘化・老朽化の改善が大きな課題となっている。

岐阜大学では、基礎研究の担い手である国立大学等における創造的・先端的な学術研究を推進するための基盤となる先端的研究施設及び高度な教育研究活動の展開、大学改革等に伴う研究環境の知的拠点として不可欠な教育研究施設に資する施設を、総合研究棟として整備する。

本事業に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するPFIを導入することにより、国が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供することを目的としている。

5) 事業概要

事業内容

岐阜大学総合研究棟施設整備事業は、PFI法に基づき、選定事業者が当該施設を設計・建設した後、岐阜大学(以下「大学」という。)に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行する方式(BTO(Build, Transfer, Operate))により実施する。

本事業は、施設の建設及び維持管理等サービスに係る対価として大学が民間事業者に費用を支払うものであり、事業期間は契約締結日から平成30年3月までの期間である。

主な業務は次のとおりであり、詳細は入札説明書において示す。

ア. 設計及び建設

- ・ 事前調査業務(地質調査含む)及びその関連業務
- ・ 施設整備に係る設計(基本設計・実施設計)及びその関連業務
- ・ 施設整備に係る建設工事及びその関連業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 近隣対応・対策
- ・ 電波障害調査・対策
- ・ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ．維持管理

- ・建物保守管理業務（点検・保守・修繕その他の保守管理業務を含む）
- ・設備保守管理業務（点検・保守・修繕その他の保守管理業務を含む）
- ・清掃業務（建築物内部の清掃業務）

維持管理業務にかかる光熱水費は大学が実費を負担する。

大規模修繕業務については、大学が直接行うこととし、選定事業者の業務範囲からは外すものとする。

大学の支払いに関する事項

大学の選定事業者に対する支払いは選定事業者が実施する施設の建設に係る対価と維持管理等サービスの対価から成る。当該建設に係る対価について、大学は、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI法第10条第1項にいう大学と選定事業者との間で締結する事業契約書（以下「事業契約書」という。）に定める額を割賦方式により均等に支払う。また、維持管理サービスに係る対価について、大学は、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を支払う。

事業スケジュール（予定）

- ア．契約の締結時期 平成15年7月
- イ．事業期間
 - a．設計・建設期間 平成15年 7月～平成17年 1月
 - b．引渡しの期限 平成17年 1月末日
 - c．開業準備期間 平成17年 2月～3月
 - d．維持管理期間 平成17年 4月～平成30年 3月

起用アドバイザー

大学は、パシフィックコンサルタンツ株式会社を本事業にかかるアドバイザーとして起用する。

パシフィックコンサルタンツ株式会社は、本業務について以下のアドバイザーと提携している。

三井安田法律事務所 【法務アドバイザー】

6) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI法及び基本方針のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

- 建築基準法
- 消防法
- 都市計画法
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 財政法
- 会計法
- 国有財産法
- 不動産登記法
- その他関連法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の公共条例及び関係法令等についても遵守のこと。

7) 実施方針等に関する説明会等

以下のとおり、実施方針に係る説明会及び現地説明会を開催する。説明会への参加希望者は平成14年11月6日（水）までに実施方針及び現地説明会参加申込書（様式1）を使用して、電子メールでファイル添付、又はファックスで提出のこと。

（ファイル形式はJUSTSYSTEM 一太郎のこと）

あて先 : 岐阜大学施設部企画課

電子メールアドレス : fpkikakk@cc.gifu-u.ac.jp

ファックス : 058-293-2125

なお、実施方針等（実施方針及び添付書類）は閲覧に供するものとする。

【実施方針等に関する説明会】

開催日時 平成14年11月8日（金） 13:30～

開催場所 岐阜大学学生会館2階第6集会室

所在地 岐阜県岐阜市柳戸1番1

連絡先 岐阜大学施設部企画課（担当：大野、一二三）

電話 058-293-2112・2113（直通）

注意事項 説明会当日は、実施方針を配布しませんので、大学のホームページ（以下「HP」という。）からダウンロードして持参願います。

【実施方針等の閲覧】

閲覧期間 平成14年10月30日（水）～11月13日（水）

（ただし、土日祝祭日を除く）

閲覧時間 9時～12時、及び13時～17時

閲覧場所 岐阜大学施設部企画課

岐阜県岐阜市柳戸1番1

なお、実施方針等は、インターネットでも閲覧できる。

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室HP

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

岐阜大学HP

<http://www.gifu-u.ac.jp/>

【現地説明会】

開催日時 平成14年11月8日（金）実施方針等に関する説明会終了後

開催場所 岐阜県岐阜市柳戸1番1 岐阜大学柳戸団地構内

連絡先 岐阜大学施設部企画課（担当：大野、一二三）

電話 058-293-2112・2113（直通）

8) 実施方針に関する質問受付、回答公表

実施方針に記載の内容に関して質疑応答を以下の要領にて行う。

ア 受付期間： 平成14年11月5日（火）～11月13日（水） 17:00必着

イ 提出方法： 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（様式2）に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。

（ファイル形式はJUSTSYSTEM 一太郎のこと）

あて先：岐阜大学施設部企画課

電子メールアドレス：fpkikakk@cc.gifu-u.ac.jp

ウ 回 答： 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると大学が認めるものを除き、平成14年11月29日（金）を目途としてインターネット等の方法にて公表する。

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室HP

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

岐阜大学HP <http://www.gifu-u.ac.jp/>

岐阜大学掲示板 事務局2階

9) 実施方針に関する意見・提案の受付等

民間事業者等の創意工夫を活用して事業を実施することを目的とし、実施方針等に対する意見や募集に当たっての具体的な提案等を以下の要領にて受け付ける。

ア 受付期間： 平成14年11月5日（火）～平成14年11月29日（金） 17:00必着

イ 提出方法： 実施方針等について意見または具体的な提案がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、意見書（様式3）に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。

（ファイル形式はJUSTSYSTEM 一太郎のこと）

あて先：岐阜大学施設部企画課

電子メールアドレス：fpkikakk@cc.gifu-u.ac.jp

ウ ヒアリング： 大学は、意見・提案に対し、個別に回答は行わないが、民間事業者等から提出のあった意見等のうち、大学が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

10) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合には、文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室HP及び大学のHP・掲示板（事務局2階）への掲載その他適宜の方法により速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

（2）特定事業の選定方法等に関する事項

1) 特定事業の選定に当たっての考え方

大学は、PFI法、基本方針及びVFM（Value for Money）に関するガイドラインなどを踏まえ、大学自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

具体的な評価基準は以下のとおりである。

- ・施設的设计、建設及び維持管理が同一水準にある場合において大学の財政負担の縮減が期待できること。
- ・大学の財政負担が同一水準にある場合において施設的设计、建設及び維持管理の水準の向上が期待できること。

大学の財政負担の見込み額を算定するに当たっては、適切な調整を行った上で、将来の

費用と見込まれる大学の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に評価することとする。また、公共サービスの水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合には客観性を確保した上で定性的評価を行うこととする。

2) 特定事業の選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、平成14年12月(予定)に文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室HP及び大学のHP・掲示板(事務局2階)において公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び落札者の選定に関する事項

(1) 落札者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の選定に当たっては、建物及びサービスの対価の額並びに事業運営能力、建設・維持管理能力等その他の条件により選定（いわゆる総合評価一般競争入札：会計法（昭和22年法律第34号）第29条の6、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）を行う予定である。

落札者の選定は、2段階により実施し、第1段階は資格等要件審査、第2段階は提案内容審査を行う。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりである。

スケジュール（予定）	内 容
平成14年10月30日	実施方針の公表
平成14年11月8日	実施方針に関する説明会開催
平成14年11月5日～11月13日	実施方針に関する質問の受付
平成14年11月5日～11月29日	実施方針に関する意見の受付
平成14年11月29日	実施方針に関する質問・回答の公表
平成14年12月	要求水準書（案）、事業契約書（案）の公表
平成14年12月	要求水準書（案）、事業契約書（案）に関する意見の受付
平成14年12月	特定事業の選定
平成15年 1月	入札公告
平成15年 1月	入札説明書等の交付
平成15年 1月	入札説明会
平成15年 1月	入札説明書等に関する第1回質問受付
平成15年 2月	入札説明書等に関する第1回質問・回答公表
平成15年 3月	参加表明書の受付・参加資格の確認
平成15年 3月	第1次審査結果の通知
平成15年 3月	入札説明書等に関する第2回質問受付
平成15年 4月	入札説明書等に関する第2回質問・回答公表
平成15年 4月	入札提出書類の受付
平成15年 6月	落札者の選定及び公表
平成15年 7月	選定事業者との事業契約締結及び公表

(3) 入札の公告

特定事業の選定を行った場合は、本事業を総合評価方式（予定）による一般競争入札に付することとして公告するとともに、その旨を官報に掲載する。なお、本事業は、1994年4月15日マラケッシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、入札手続は、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）に基づいて実施する。

(4) 入札説明書に対する質問・回答

入札の実施に関する具体的事項は入札説明書において示す。入札説明書の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると大学が認めるものを除き、公表する。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書において示す。

(5) 応募者の備えるべき参加資格

1) 応募者の参加要件等

応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。また、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書において協力会社として明記し、以下の要件を満たすこと。

また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ同令第72条に規定する資格を有する者であること。

会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしていない者であること。

参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成6年5月17日付け文施指第83号文教施設部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

大学が本事業について、アドバイザー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社並びにパシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にある三井安田法律事務所（法務アドバイザー）又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

応募企業、あるいは応募グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

2) 応募者の構成員等の資格等要件

応募企業、応募グループ及び協力会社のうち設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者（落札者が特別目的会社を設立した場合にあっては、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む）は、それぞれ、及びの要件を満たすこと。

なお、及びのうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。

設計に当たる者は次の要件を満たすこと

ア 文部科学省において平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。

- イ 経営状況が健全であること。
- ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- エ 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- オ 平成4年度以降に、本事業と同種業務の建物の設計実績があること。なお、同種業務の具体的要件は入札説明書において示す。

建設に当たる者は、次の要件を満たすこと

- ア 文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、一般競争参加者の資格第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が次の点数以上であること。

建築一式工事	1250点
電気工事	950点
管工事	950点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

- イ 提案内容に対応する建設業法（昭和22年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が3年以上ある者であること。
- ウ 平成4年度以降に、本事業と同種業務の建物の建設実績があること。なお、同種業務の具体的要件は入札説明書において示す。

維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと

- ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）において平成14年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- イ 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。
- ウ 平成4年度以降に、本事業における施設と同種規模以上の維持管理業務実績があること。なお、同種業務の具体的要件は入札説明書において示す。

なお、参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。

入札参加資格要件の詳細については、入札説明書において示す。

（6）審査及び選定に関する事項

1）審査委員会

民間事業者の選定に当たり、大学に学識経験者・有識者・大学職員等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、提案内容審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された提案書の審査を行う。

2）審査及び選定

審査は、総合評価方式によることとし、第1次審査と第2次審査の2段階に分けて実施する。落札者の選定は、入札価格及び事業運営能力、建設・維持管理能力等その他の条件等を審査委員会が総合的に評価し、大学は、審査委員会の評価を踏まえ、最も優れた提案を行っ

た者を落札者とする。なお、各審査の主な視点は以下のとおりとする。具体的な評価基準については、入札説明書において示す。

【第1次審査】

- ・資格等要件審査
- ・本事業と同種業務の設計、建設及び維持管理に関する経験等

第1次審査に合格した者は、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した入札提出書類を提出すること。提案方法等の詳細については、入札説明書において示す。

【第2次審査】

- ・入札価格
- ・その他の提案内容（事業計画、施設整備及び維持管理に係る事項）

3) 選定結果の公表

落札者の選定を行った場合には、その結果を速やかに公表する。

4) 落札者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び落札者の選定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(7) 契約に関する基本的な考え方

1) 事業契約の概要

大学は落札者と事業契約を締結する。事業契約は、設計、建設、維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定する平成29年度末までの契約となる。なお、事業契約書（案）については平成14年12月に公表する予定である。

2) 特別目的会社の設立等

応募者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合は、本事業を実施する商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。なお、応募企業又は応募グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(8) 入札提出書類の取扱い

1) 著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は応募者に帰属する。また、応募者から提出された資料は、落札者の選定に関わる公表以外に応募者に無断で使用しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、大学及び選定事業者の業務分担を事業契約書において取り決めるとともに、事業に係る総リスクを低減し、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。このリスク分担の考え方及びPFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン等を踏まえ、大学と選定事業者の責任分担は、原則として、「資料1 リスク分担表」によることとする。具体的な詳細事項については、実施方針等に対する意見・提案等の結果を踏まえ、入札説明書等において示す。

(2) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 建設期間中（設計を含む）における履行保証保険付保等による保証措置

(3) 事業の実施状況のモニタリング

1) モニタリングの目的

大学は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、事業契約書に定める業務要求水準が達成されているか確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約書において定める。

3) モニタリングの実施時期及び概要

基本設計・実施設計時

大学は、選定事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に大学から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、選定事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。

工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で大学の確認を受ける。この際、大学は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書に定めた条件に適合しない場合には、大学は修補又は改造を求めることができる。

維持管理段階

大学は、維持管理段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、大学に報告しなければならない。

4) 対価の減額等

モニタリングの結果、維持管理業務において、事業契約書に定める業務要求水準が達成されていないことが判明した場合、大学は維持管理業務に係る対価の減額等を行う。具体的な減額方法については、事業契約書（案）において示す。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地に関する事項

基本的条件

岐阜大学総合研究棟	
事業計画地	岐阜県岐阜市柳戸1番1 (大学敷地内のほぼ中央部に位置)
敷地面積	約520,863㎡
敷地前面道路	南側 市道 / 現況幅員 12m
用途地域	無指定・市街化調整区域
高度地区	無指定
防火・準防火	無指定
日影規制	無指定
建ぺい率	70 %
容積率	400 %

(2) 施設の規模に関する事項

計画延床面積：延6,830㎡程度(設備室を含む全体面積)

鉄骨鉄筋コンクリート造：地上8階建程度

【諸室概要】

区分	概要	概算面積(㎡)
教育研究ゾーン	教官研究室 教官実験室(情報系) 教官実験室(化学系) 院生研究室 院生実験室(情報系) 院生実験室(化学系) 共用ゼミ室 図書資料室 リフレッシュコーナー等	2,950
共同プロジェクトゾーン	共同研究室 共同実験室(情報系) 共同実験室(化学系) ミーティングルーム リフレッシュコーナー等	1,400
設備室等	電気室、管理室等	280
廊下・手洗い等	玄関ホール等	2,200
合計		6,830

施設構成、規模、設計要件等の詳細については、入札説明書等です。

(3) 土地に関する事項

1) 特定事業に係る国有財産の無償貸与

大学は、建設期間中、特定事業の用に供するために選定事業者に国有財産を無償で貸与する。

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う。

(2) 管轄裁判所の指定

契約に関する紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

大学は、事業契約書の定めに従って、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、事業契約書において定める。

2) 大学の事由により本事業の継続が困難になった場合

選定事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解約することができるものとする。

3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

大学及び選定事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じるものとする。

(3) 金融機関等と大学との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大学は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

(3) その他の支援に関する事項

大学は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要な協力を行う。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室HP及び大学のHPを通じて適宜行う。

(2) 入札に伴う費用負担

応募者の入札にかかる費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 問合せ先

岐阜大学施設部企画課（担当：大野、一二三）

岐阜県岐阜市柳戸1番1

ファックス : 058-293-2125

電話 : 058-293-2112・2113（直通）

電子メールアドレス：fpkikakk@cc.gifu-u.ac.jp

(様式1)

平成 年 月 日

実施方針説明会及び現地説明会参加申込書

「岐阜大学総合研究棟施設整備事業実施方針」の実施方針説明会及び現地説明会に参加を申し込みます。

団体名	
部署	
氏名	
所在地	
電話番号	
F A X	
E-mail アドレス	
出席者名	
	以上、計 名

実施方針説明会及び現地説明会への参加は、1社3名までとします。

(様式2)

平成 年 月 日

実施方針等に関する質問書

「岐阜大学総合研究棟施設整備事業実施方針」及び添付書類について、質問事項がありますので、提出します。

質問者	会社名 所在地 所属 / 担当氏名 電話 FAX E-mail
項目	(実施方針または添付書類名並びに該当頁及び該当箇所)
内容	

質問事項は、本様式1枚につき必ず1問限りとし、簡潔にとりまとめて記載すること。

(様式3)

平成 年 月 日

実施方針等に関する意見書

「岐阜大学総合研究棟施設整備事業実施方針」及び添付書類について、意見・提案がありますので、提出します。

意見者	会社名 所在地 所属 / 担当氏名 電話 FAX E-mail
意見項目	
内容	

意見・提案事項は、本様式1枚につき1項とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

(資料1) リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			大学	事業者	
共通	入札説明書リスク	入札説明書等の誤りや内容の変更によるもの			
	制度関連リスク	政治・行政リスク	国の債務負担行為の設定に関する承認が得られない場合		
		法令等リスク	本事業に直接関係する法令等(税制度を除く)の新設・変更によるもの 上記以外に起因するもの		
	許認可リスク	大学が取得すべき許認可の遅延に関するもの			
		事業者の申請手続きの不備等による許認可等の遅延によるもの			
	税制度リスク	消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの			
		法人の利益に係る法人税の新設・変更に関するもの			
		上記以外の法人税の新設・変更に関するもの			
		建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの(大学への所有権移転前)			
		その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの			
	社会リスク	住民対応リスク	本事業を行政サービスとして実施することに係わる住民反対運動・訴訟・要望によるもの		
			調査・工事及び維持管理・運営に係わる住民反対運動・訴訟・要望によるもの		
		環境問題リスク	選定事業者の委託業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、地盤沈下、大気汚染、水質汚濁、光・臭気に関するもの		
		第三者賠償リスク	選定事業者の委託業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		
	債務不履行リスク		事業者の事業放棄・破綻によるもの、事業者が提供するサービスの品質等が一定のレベルを下回った場合等		
大学の指示、債務不履行、当該サービスが不要となった場合等					

) 負担者 主分担 従分担

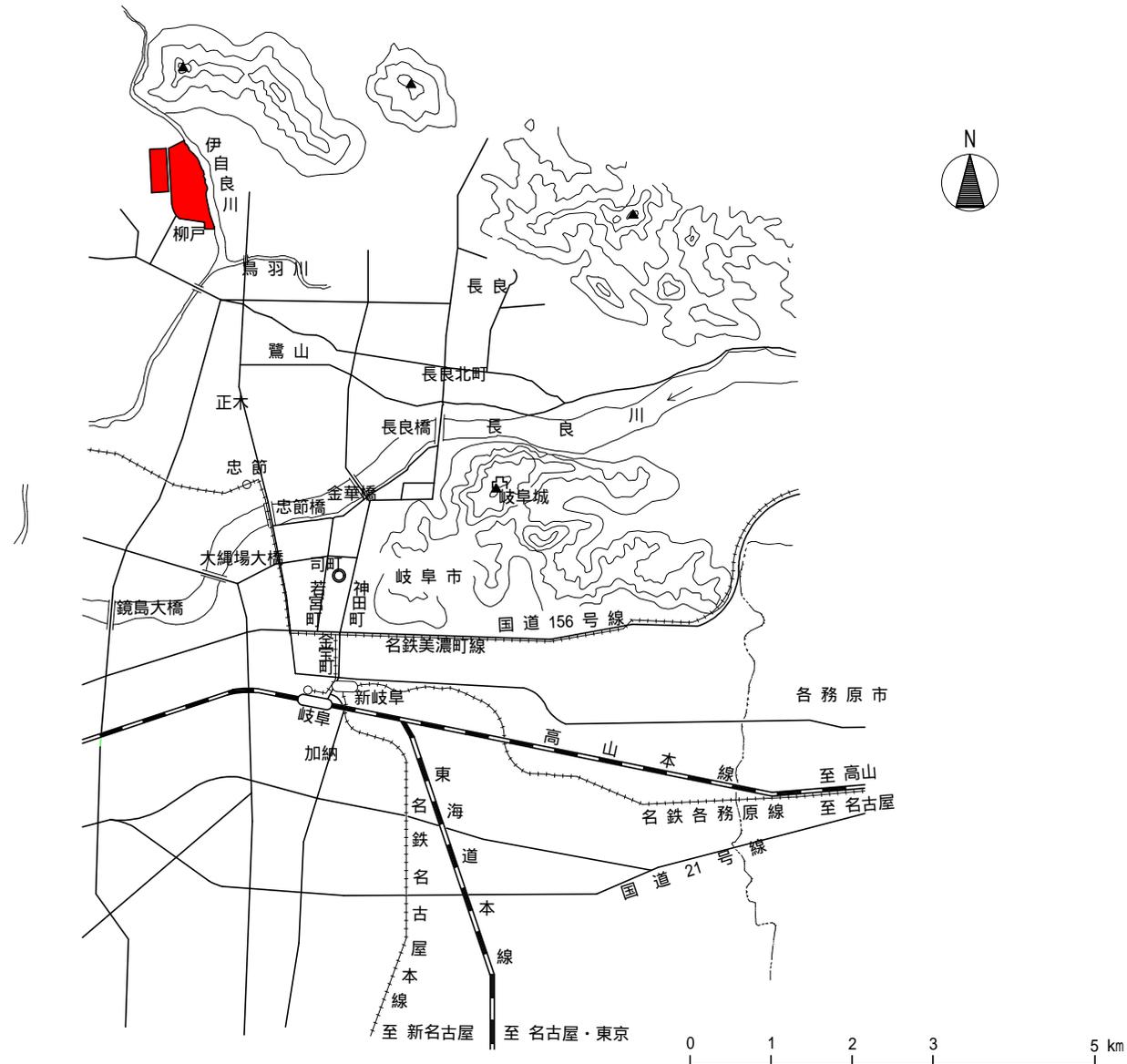
リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			大学	事業者
計画段階	不可抗力リスク	戦争、暴動、天災等による設計変更、事業の延期・中止		
	金利リスク	一般的な金利の変動によるもの		
	発注者責任リスク	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		
		大学側の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		
	応募リスク	応募費用の負担		
	契約リスク	選定事業者と契約が結べない、契約手続きに時間がかかる場合		
	資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		
	測量・調査リスク	大学が実施した測量・調査に関するもの		
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		
	設計変更リスク	大学の提示条件、指示の不備・変更によるもの		
事業者による指示、判断の不備				
建設段階	用地リスク	建設予定地の確保に関するもの		
		建設に要する資材置場の確保に関するもの		
		地中障害物に関し、大学が把握し事前に公表したもの		
		地中障害物に関する上記以外のもの		
	工事遅延リスク	大学の提示条件、指示の不備・変更によるもの		
		上記以外に起因するもの		
	工事監理リスク	施工監理に関するもの		
	設計変更リスク	大学の提示条件、指示の不備・変更によるもの		
		上記以外で事業者が事前に大学と協議し承諾を得たもの		
		上記以外のもの		
工事費増大リスク	大学の提示条件、指示の不備・変更によるもの			
	上記以外に起因するもの			
要求性能未達リスク	要求水準等の不適合（施工不良を含む）			
施設損傷リスク	使用前に工事目的物や材料、関連工事等に関して生じた損害			
物価リスク	インフレ・デフレ			

) 負担者 主分担 従分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			大学	事業者
移管 段階	移管手続リスク	施設移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		
	施設の健全性リスク	事業終了時に施設の健全性（残存価値）が確保されない場合		
維持 管理 ・ 運 営 段階	支払遅延・不能リスク	大学のサービス対価の支払遅延・不能に関するもの		
	計画変更リスク	用途変更等、大学の責めによる事業内容等の変更に関するもの		
		上記以外に起因する事業内容等の変更に関するもの		
	要求水準未達リスク	要求水準等の不適合		
施設 段階	施設瑕疵担保リスク	隠れた瑕疵の担保責任	開業後10年以内	
			開業後11年目以降	
	施設 損傷 リスク	劣化による施設・備品等の損傷のうち、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		
		上記以外の劣化による施設・備品等の損傷		
		事故・火災等による施設・備品等の損傷（事業者の責めによる場合）		
		事故・火災等による施設・備品等の損傷（大学及び第三者の責めによる場合）		
	修繕費増大リスク	大学の指示以外の要因による修繕費の増大		
	物価リスク	インフレ・デフレ		

) 負担者 主分担 従分担

岐阜大学柳戸団地案内図



岐阜大学柳戸団地配置図

P F I 事業計画位置

